以上二个條を容らるゝ事を求めたるに、会社は一應謝絶したる
が、尚迫りて[illegible]缺員の工場職務規約を交換するに会せん
事を求めたりしかば、職工側は五名の協定と云ふことにありしと
して拒絶したり

然るに七月二十九日午后六時頃本社能登の販賣社銀座尾張町
二ノ二 松本時計店[illegible]に同社職工と思しき者十五六名来
り 飾窓を損壊し狼藉を働きたる事ありしを〔損害二千円と云ひ
千六百円とも云ふ〕又は村[illegible]の職工は批判的なる者なりと云
ふものあり。同
同盟罷業團を應援する者に、安治川團、出版従業員組合あり、
此等の者中の所謂批判と見なされて、多くの職工は好もしく迷惑に感じ

つきものであつて、
然し此の不況の際は険悪となり、会社側は不況の為め
若くてあり新手なるよる者を派出したりしめ、八月一日
午后[illegible]職工側の會見申込みを諾して、社長椿本氏は自宅
麹町中六番町に於て會見したるが、結局諸種の理由を
とりたるものなく、尚二週間後の帝都[illegible]を期し
のことにて同日午后六時突如工場閉鎖を断行し、七時半頃
一般全職工に對して解雇通告を発したり
警察側は万一を慮り多数の警官を配置して警戒
したが、未だ工場閉鎖と解雇の事を知らなかつた工夫
等は職工となつて何事とならんや、